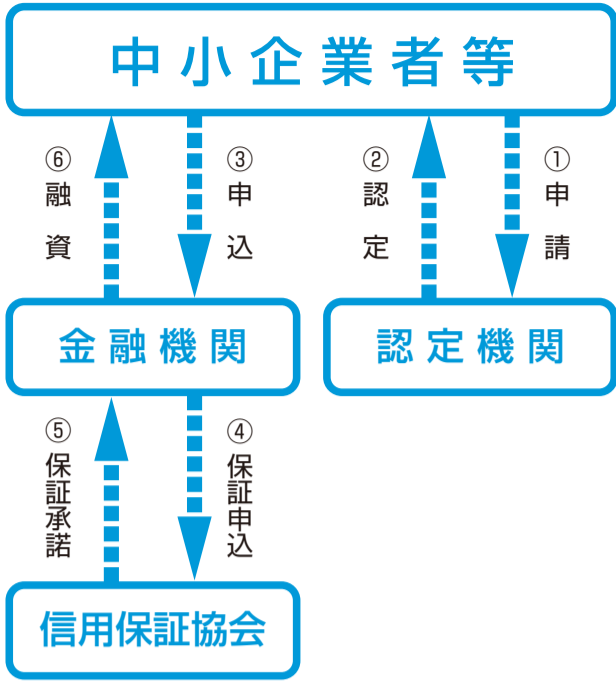


融資制度利用の流れ



用語の説明

●小規模企業

従業員20人(商業・サービス業(*)は5人)以内の企業(※宿泊業、娯楽業は除きます。)

●不況業種

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の指定を受けている業種

●過疎地域等

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、穴水町、能登町、旧山中町、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧白峰村、旧富来町、中能登町、宝達志水町、旧河内村

●認定機関

各商工会議所・商工会、中小企業団体中央会、(公財)石川県産業創出支援機構

●お問い合わせはこちらへ●

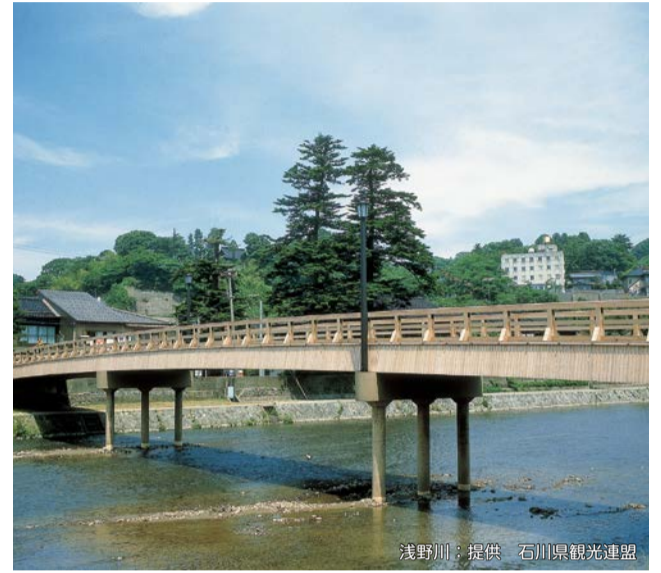
名称	TEL
金沢商工会議所	(076)263-1161
小松商工会議所	(0761)21-3121
七尾商工会議所	(0767)54-8888
輪島商工会議所	(0768)22-7777
加賀商工会議所	(0761)73-0001
珠洲商工会議所	(0768)82-1115
白山商工会議所	(076)276-3811
能美市商工会	(0761)58-4230
山中商工会	(0761)78-3366
川北町商工会	(076)277-2133
美川商工会	(076)278-3328
鶴来商工会	(076)273-2211
白山商工会	(076)254-2828
野々市市商工会	(076)246-1242
かほく市商工会	(076)282-5661
森本商工会	(076)258-0276
津幡町商工会	(076)288-2131
内灘町商工会	(076)286-4200
羽咋市商工会	(0767)22-1393
富来商工会	(0767)42-2562
志賀町商工会	(0767)32-1002
宝達志水町商工会	(0767)28-2301
能登鹿北商工会	(0767)66-0001
中能登町商工会	(0767)76-1221
門前町商工会	(0768)42-0360
穴水町商工会	(0768)52-0516
能登町商工会	(0768)62-0181
石川県商工会連合会	(076)268-7300
石川県中小企業団体中央会	(076)267-7711
石川県信用保証協会	(076)222-1511
(公財)石川県産業創出支援機構	(076)267-1244

中小企業者の
みなさんへ

石川県融資制度のご案内

(R2.4.1現在)

※融資利率は、市中金利の動向により、年度途中で改定する場合があります。



浅野川：提供 石川県観光連盟

円滑な資金調達をサポートし、
頑張る中小企業を応援します！

【お問い合わせ】
石川県商工労働部経営支援課
(担当:金融グループ)
TEL(076)225-1522

その他の融資制度

●**企業立地促進融資**
石川県商工労働部 産業立地課
お問い合わせ (076) 225-1517

●**観光関係**

●**観光施設整備資金融資**
石川県観光戦略推進部 観光企画課
お問い合わせ (076) 225-1539

●**民泊整備資金融資**
石川県観光戦略推進部 観光企画課
お問い合わせ (076) 225-1539

●**再生可能エネルギー導入支援融資**
石川県企画振興部 企画課 エネルギー対策室
お問い合わせ (076) 225-1326

●**バリアフリー関係**

●**バリアフリー施設整備促進融資**
石川県健康福祉部 厚生政策課
お問い合わせ (076) 225-1478

●**環境関係**

●**環境保全資金融資**
石川県生活環境部 環境政策課
お問い合わせ (076) 225-1463

●**地球温暖化防止施設整備のための設備資金**
石川県生活環境部 温暖化・里山対策室
お問い合わせ (076) 225-1462

●**産業廃棄物最終処分場又は産業廃棄物焼却施設整備のための設備資金**
石川県生活環境部 資源循環推進課
お問い合わせ (076) 225-1471

●**工場・店舗・事業所などを建てたい(買いたい)**

●**店舗をリニューアルしたい**

●**設備を買いたい**

●**材料費・人件費の支払などに必要な運転資金がほしい**

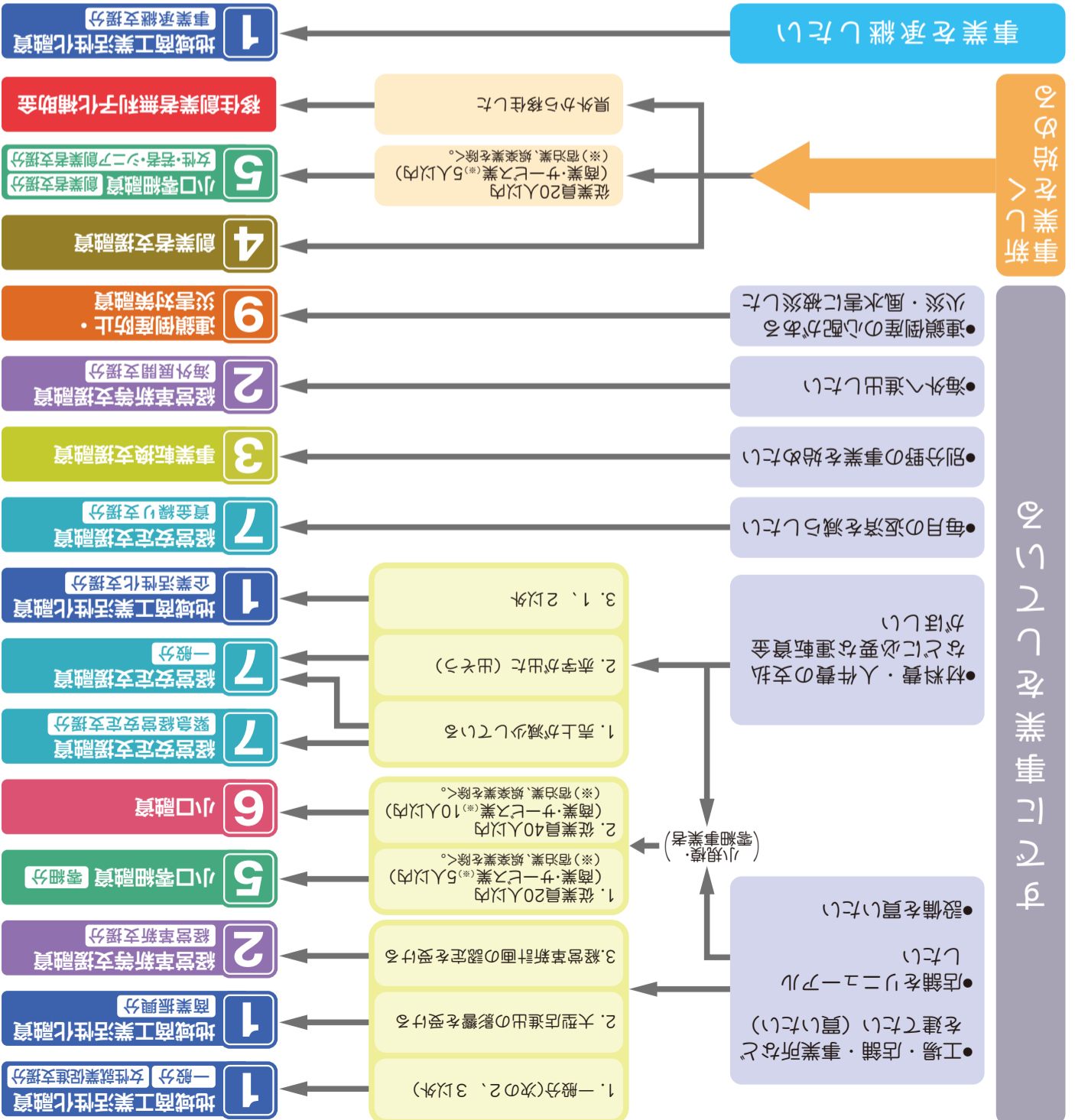
●**毎月の返済を減らしたい**

●**別分野の事業を始めた**

●**海外へ進出した**

●**連鎖倒産の心配がある**

●**火災・風水害に被災した**



1 地域商工業活性化融資

[一般分] 担保所定 保証協会任意

設備投資（工場・店舗・設備等）をする方^(※)

使 途：設備資金（※）創業後6ヶ月以上の方も利用可。
限度額：5千万円（特認2億円）
期 間：15年以内（据置2年以内）
利 率：年利1.80%（保証協会の保証付きは1.40%）
〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕
〔年利1.95%（保証協会の保証付きは1.55%）〕
※産学・産業間連携支援分、子育て環境改善分、
女性就業促進支援分は、
年利1.60%（保証協会の保証付きは1.20%）
〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕
〔年利1.75%（保証協会の保証付きは1.35%）〕
保証料：保証協会が定める率（0.41%～1.43%）
担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定
申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会の認定書を取得し金融機関

[事業承継支援分] 担保所定 保証協会任意

事業承継をする方^(※)

使 途：事業承継に必要な事業資金（※）創業後6ヶ月以上の方も利用可。
限度額：5千万円（特認2億円）
（運転資金3千万円）
期 間：設備15年以内（据置2年以内）
運転 5年以内（据置1年以内）
利 率：年利1.60%（保証協会の保証付きは1.20%）
〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕
〔年利1.75%（保証協会の保証付きは1.35%）〕
※保証料、担保等、申込については、一般分または特別分と同じ

[商業振興分] 担保所定 保証協会任意

大型店の進出により影響を受ける地域に店舗を有する方

使 途：事業資金
限度額：5千万円（特認2億円）
（運転資金1千万円）
期 間：設備15年以内（据置2年以内）
運転 7年以内（据置1年以内）
利 率：年利1.60%（保証協会の保証付きは1.20%）
〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕
〔年利1.75%（保証協会の保証付きは1.35%）〕
※保証料、担保等、申込については、一般分と同じ

[企業活性化支援分] 担保所定 保証協会任意

新製品開発や販売促進などの前向きな取組をする方^(※)

使 途：運転資金（※）創業後6ヶ月以上の方も利用可。
限度額：3千万円
ただし、一般分、商業振興分と併用する場合は、
あわせて2億円の範囲内
期 間：5年以内（据置1年以内）
利 率：年利1.80%（保証協会の保証付きは1.40%）
※保証料、担保等、申込については、一般分と同じ

5 小口零細融資 零細分

[零細分] NPO法人対象外 無担保 保証協会必須

従業員20人以内（商業・サービス業^(※)は5人以内）の方

使 途：事業資金（※）宿泊業、娯楽業を除く。
限度額：2,000万円
※既利用の保証協会の保証付融資残高とあわせて、
2,000万円の範囲内
期 間：設備7年以内（据置1年以内） 運転5年以内（据置1年以内）
利 率：年利1.70%
保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.34%）
担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須
申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会で認定書を取得し金融機関

6 小口融資

[一般分] 無担保 保証協会必須

従業員40人以内（商業・サービス業^(※)は10人以内）の方

使 途：事業資金（※）宿泊業、娯楽業を除く。
限度額：2,000万円
期 間：設備7年以内（据置1年以内） 運転5年以内（据置1年以内）
利 率：年利1.75%
保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.19%）
担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須
申 込：商工会議所・商工会を経由のうえ金融機関

[特別分] 無担保 保証協会必須

従業員20人以内（商業・サービス業^(※)は5人以内）の方

使 途：事業資金（※）宿泊業、娯楽業を除く。
限度額：2,000万円
期 間：設備7年以内（据置1年以内） 運転5年以内（据置1年以内）
利 率：年利1.70%
保証料：保証協会が定める率（0.50%、NPO法人の場合は0.40%）
担保等：原則無担保、無保証人、ただし保証協会の保証必須
申 込：商工会議所・商工会を経由のうえ金融機関

[当座貸越分] 無担保 保証協会必須

一般分の対象者で、一定の財務要件を満たす方

使 途：事業資金
限度額：5百万円（限度額）
期 間：2年以内（更新可能）
利 率：年利2.00%（変動金利）
保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.19%）
担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須
申 込：商工会議所・商工会の推薦書を取得し金融機関
※残高が極度額の範囲内であれば何度でも借入が可能。

※小口融資（一般分、特別分、当座貸越分）及び小口零細融資（零細分）の利用合計額が2,000万円以内であることが必要です。

2 経営革新等支援融資

[経営革新支援分] 担保所定 保証協会任意

知事等の承認を受けた経営革新計画に基づき経営革新をする方

使 途：経営革新に必要な事業資金
限度額：2億円（運転資金5千万円）
ただし、ニッチトップ企業等育成事業の認定を受け、知事の推薦を受けた企業は、4億円（運転資金1億円）
期 間：設備15年以内（据置3年以内） 運転7年以内（据置1年以内）
利 率：年利1.60%（保証協会の保証付きは1.20%）
〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕
〔年利1.75%（保証協会の保証付きは1.35%）〕
※格差対策分として金利優遇措置あり（下表参照）
保証料：保証協会が定める率（0.60%）
担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定
なお、ニッチトップ企業等育成事業の認定を受け、知事の推薦を受けた場合は、優遇保証制度あり。
申 込：知事の承認を受けた経営革新計画を添えて金融機関（格差対策分については、加えて知事の認定書を添付）

[海外展開支援分] 担保所定 保証協会任意

海外での生産拠点の設置、販路開拓等を行う方

使 途：海外展開に必要な事業資金
限度額：2億円（運転資金5千万円）
期 間：設備15年以内（据置3年以内） 運転7年以内（据置1年以内）
利 率：年利1.60%（保証協会の保証付きは1.20%）
〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕
〔年利1.75%（保証協会の保証付きは1.35%）〕
保証料：保証協会が定める率（0.33%～1.35%）
担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定
申 込：知事の認定書を取得し金融機関

3 事業転換支援融資

[無担保] 担保所定 保証協会任意

新たに異なる業種へ進出する方（事業転換・多角化）

使 途：事業転換・多角化に必要な事業資金
限度額：5千万円（特認2億円）（運転資金2千万円）
期 間：設備15年以内（据置3年以内） 運転7年以内（据置1年以内）
利 率：年利1.60%（保証協会の保証付きは1.20%）
〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕
〔年利1.75%（保証協会の保証付きは1.35%）〕
※格差対策分として金利優遇措置あり（下表参照）
保証料：保証協会が定める率（0.41%～1.43%）
担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定
申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会の認定書を取得し金融機関。

※[格差対策分]
①小規模企業、②不況業種又は③過疎地域に該当する場合は、次の金利優遇（年利1.00%が下限）

①～③の条件を	1つ充足	2つ充足	3つ充足
優遇幅（%）	△0.1	△0.2	△0.5

7 経営安定支援融資

[一般分] 担保所定 保証協会任意

売上が減少又は決算で欠損となる（見込み）の方
（最近3ヵ月で10%以上又は最近6ヵ月で5%以上の売上減少）
（前期決算で税引後欠損又は今期決算で税引前欠損見込）

使 途：運転資金
限度額：8千万円
期 間：7年以内（据置2年以内）
利 率：年利1.60%（保証協会の保証付きは1.15%、
セーフティネット保証2号利用の場合は1.10%）
保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.19%）
セーフティネット保証2号利用の場合は0.50%
セーフティネット保証5号利用の場合は0.40%
担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定
申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会で認定書を取得し金融機関

[再生支援分] 無担保 保証協会必須

商工調停士又は中小企業再生支援協議会の再生支援チームの指導を受けている方

使 途：運転資金
限度額：8千万円
期 間：7年以内（据置2年以内）実情に応じ10年以内（据置2年以内）
利 率：年利1.20%
〔融資期間が7年超の場合は当初から変動金利〕
〔年利1.40%〕
保証料：保証協会が定める率（0.33%～1.35%）
担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須
申 込：商工会議所・商工会連合会又は（公財）石川県産業創出支援機構の推薦書を取得し金融機関

[資金繰り支援分] 担保所定 保証協会必須

県の制度融資等^(※)（保証協会の保証付き）の借換をされる方
（ただし、売上減少等の要件を満たし、
経営安定関連保証の利用が可能なる方）

（※）令和3年3月31日まで、県制度融資以外の保証付融資を含む。

使 途：借換資金、追加事業資金（1/2以内）
限度額：8千万円（特認2億8千万円）
期 間：7年以内（据置1年以内）
実情に応じ10年以内（据置1年以内）
利 率：年利1.85%
〔融資期間が7年超の場合は当初から変動金利〕
〔セーフティネット保証1～4、6号利用の場合は1.95%〕
〔セーフティネット保証5・7・8号利用の場合は2.05%〕
保証料：セーフティネット保証1～4、6号利用の場合は0.80%
セーフティネット保証5・7・8号利用の場合は0.70%
担保等：担保は保証協会所定、保証協会の保証必須
申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会で認定書を取得し金融機関

4 創業者支援融資

[無担保] 保証協会必須

新たに中小企業者として創業する方（創業後1年未満を含む）

使 途：開業等の事業資金
限度額：2,000万円（運転資金1,000万円）
〔創業支援プログラム対象企業等の場合〕
4,000万円（運転資金2,000万円）
事業着手前の場合は、3,500万円（運転資金2,000万円）
ただし、小口零細融資（創業者支援分等）との合計で
4,000万円（運転資金2,000万円）以内
期 間：設備7年以内（据置1年以内） 運転5年以内（据置1年以内）
利 率：年利1.70%
保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.19%）
創業関連保証・創業等関連保証利用の場合は、0.50%
担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須
申 込：商工会議所・商工会の認定書を取得し金融機関

5 小口零細融資 創業者支援分 女性・若者・シニア創業者支援分 過疎地域創業者支援分

[創業者支援分] NPO法人対象外 無担保 保証協会必須

新たに小規模企業として創業する方（創業後1年未満を含む）

使 途：開業等の事業資金
限度額：2,000万円
既利用の保証付融資残高を含め、2,000万円以内
期 間：設備7年以内（据置1年以内） 運転5年以内（据置1年以内）
利 率：年利1.70%
女性・若者・シニア創業者支援分（女性・29歳以下
又は、55歳以上の男性による開業）及び過疎地域創業者支援分は、年利1.50%
保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.34%）
創業関連保証・創業等関連保証利用の場合は、0.50%
担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須
申 込：商工会議所・商工会の認定書を取得し金融機関

移住創業者無利子化補助金

県外から石川県に移住し、対象制度を利用した方

対象制度：創業者支援融資、小口零細融資（創業者支援分、女性・若者・シニア創業者支援分、過疎地域創業者支援分）
対象期間：H28.4.1～R7.3.31に対象制度を利用したもの
補助金額：支払利子相当分の3年間分
申 込：対象制度の認定を受けた商工会議所・商工会

[緊急経営安定支援分] 担保所定 保証協会任意

売上高等が減少する方
（最近3ヵ月^(※)で3%以上の売上高等減少等）

使 途：運転資金（※）新型コロナウイルス感染症の影響の場合は1ヵ月。
限度額：8千万円
期 間：7年以内（据置2年以内）
利 率：年利1.30%（保証協会の保証付きは1.00%）
新型コロナウイルス関連は年利1.00%
保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.19%）
セーフティネット保証2・4号、危機関連保証の場合は0.50%
セーフティネット保証5号の場合は0.40%
担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定
申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会で認定書を取得し金融機関
取 扱：令和3年3月31日まで

8 新型コロナウイルス感染症特別融資

新型コロナウイルス感染症の発生に起因し、最近2週間～1ヵ月で20%以上の売上高等減少等

使 途：運転資金
限度額：8千万円
期 間：10年以内（据置3年以内）
利 率：年利1.00%
保証料：免除
担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定
申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会で認定書を取得し金融機関

9 連鎖倒産防止・災害対策融資

[担保所定] 保証協会任意

取引先の倒産により代金等が回収不能となった方
地震、火災、風水害等により被害を受けた方

使 途：経営の安定に必要な運転資金
災害の復旧に必要な設備資金
限度額：8千万円
ただし、倒産事業者に対する債権額や災害の被災額の範囲内
期 間：7年以内（据置2年以内）
利 率：年利1.00%
保証料：保証協会が定める率（0.33%～1.35%）
セーフティネット保証1・4号利用の場合は0.70%
担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定
申 込：金融機関（災害の場合は市町で証明書を取得し金融機関）

担保所定 ……担保については、金融機関の所定の取扱いとなります。
無担保 ……原則、無担保となります。
保証協会任意 ……保証協会の保証については、金融機関の所定の取扱いとなります。
保証協会必須 ……保証協会の保証が必要です。
NPO法人対象外 ……特定非営利活動法人は利用できません。